

保険医療機関における書面掲示

●明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出ください。

●医療情報取得加算について

当院では、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

●医療 DX 推進体制施設加算について

オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。また電子処方箋を発行する体制を有し、今後、電子カルテ情報共有サービスは導入予定です。

●一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方（お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方箋に記載すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点がございましたらご相談ください。

●長期収載品にかかる選定療養費について

長期収載品の選定療養とは令和 6 年 10 月から導入された制度です。患者様が、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品（長期収載品）を希望された場合は、その差額の一部が選定療養費として、患者様の自己負担となります。ただし、先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合などは保険適応となります。

●時間外対応加算 1 について

当院を継続的に受診している患者様からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制を取っております。

●生活習慣病管理料について

当院では、患者様の状態に応じ、28 日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方箋を発行すること、いずれの対応も可能です。なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

「厚生労働大臣の定める揭示事項」について

1. 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
2. 当院は九州厚生局の下記の届出を行っております。

- (1) 基本診療料の施設基準等の係る届出

- 明細書発行体制等加算

- 時間外対応加算 1

- 医療 DX 推進体制整備加算

- (2) 特掲診療料の施設基準に係る届出

- 小児運動器疾患指導管理料

- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。